

絞首刑の残虐性が争われた裁判の最高裁判決（2011年11月18日）

2011年11月18日に、絞首刑が残虐な刑罰か否かが争われた事件の最高裁判所の判決が出されました。（この事件は、裁判員裁判で初めて絞首刑の違憲性が争われた事件とは異なる別の事件です。）その中で、最高裁判所は、それまでの判決を引用して、絞首刑の合憲性を認めました。以下がその判決の抜粋です。

《引用開始》

上告趣意書のうち、憲法31条、36条違反をいう点は、死刑制度がその執行方法を含め憲法に違反しないことは当裁判所の判例（最高裁昭和22年（れ）第119号同23年3月21日大法廷判決・刑集第2巻3号191頁、最高裁昭和26年（れ）第2518号同30年4月6日大法廷判決・刑集9巻4号663頁、最高裁昭和32年（あ）第2247号同36年7月19日大法廷判決・刑集15巻7号1106頁）とするところであるから理由がなく、その余は、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

《引用終了》